

JX 金属グループにおける通報対応体制

J X金属グループは、JX 金属グループにおける法令・社内規則等に違反する行為又は違反の恐れのある行為が明らかになった場合、適切な手続きを通じてその救済に取り組みます。また、そのような状況下において、影響を受けた関係者がアクセスし得る是正、救済のためのプロセスを整備しています。通報窓口として、グループ各社の従業員及び一部請負先従業員が利用できる「JX 金属グループホットライン」及び、JX 金属グループのサプライヤー企業及びその従業員が利用できる「JX 金属グループサプライヤーホットライン」を設置し、通報対象者、通報への対応、通報者の保護等を含む通報への対応に関する社内規則を制定しています。対応体制の概要は以下のとおりです。

1. 通報の対象となる行為

法令又は社内規則等に違反する行為又は違反するおそれのある行為

2. 通報できる方

(1)JX 金属グループホットライン

- ・ J X金属グループ各社の役員・従業員（社員、出向者、臨時員、派遣社員）
- ・ J X金属グループ各社の業務に従事する請負先等の従業員
（退職後1年以内の退職者も通報可能）

(2)JX 金属グループサプライヤーホットライン

JX 金属グループのサプライヤー企業及びその従業員

3. 通報の方法

(1)JX 金属グループホットライン

- ・ 外部委託先または法律事務所への封書（法律事務所のみ）又はメール。匿名可。

(2)JX 金属グループサプライヤーホットライン

- ・ 外部委託先へのメール。匿名可。

4. 通報への対応

- ・ 通報窓口は、通報受付後、通報があった旨を会社に通知し、会社は通報内容を確認し、経営トップの指示のもと調査・是正対応等を行います。
- ・ 調査等の対応状況については、通報窓口を通じて通報者にご連絡します（匿名通報等一部の場合を除きます）。
- ・ 調査及び是正措置等の対応にあたっては、当該事案に関係する人は関与させません。

5. 通報者の保護、調査協力者の保護

- ・会社は、通報したことを理由として、通報者およびその勤務先に対して不利益な取り扱いを行うことはしません。
- ・通報の受理・調査・是正等全ての段階において、通報者の特定につながるような情報は、事務局及び対応のための必要最小限の者以外には開示しません。

6. 違反行為への厳正な処分、救済・回復

- ・通報対応体制に関する規則への違反行為については、当該違反行為を行った役員・従業員を厳正に処分するとともに、当該違反行為により被害等が生じた場合には適切な救済・回復措置等を講じます。

7. 運営体制

- ・J X金属グループにおける通報対応体制の最高責任者はJ X金属社長とします。
- ・J X金属法務部は事務局として、対応業務の適切な管理に当たります。

以上